



在留卡、特别永住者证明书／居民登录／个人编号 (My number)／印章登录

●在留卡或特别永住者证明书

中长期逗留在日本的外国人，需要办理在留卡或特别永住者证明书的手续。在留卡可以在入境的机场或地方出入国在留管理局，特别永住者证明书请到市政厅办理。在留卡和特别永住者证明书都具有有效期，请在有效期过期之前办理更新手续。

- 必要的文件：护照、照片1张 (4×3cm)
- 申请场所：在留卡

大阪出入国在留管理局神戸分局姫路港办事处
电话：079-235-4688
特别永住者证明书
市政厅的居民窗口中心、分所、地区事务所、站前市政厅、办事处、服务中心
电话：079-221-2355

大阪出入国在留管理局神戸分局姫路港办事处 地图 P.20
市政厅的驻外窗口 地图 P.83、84

●居民登录请到市政厅窗口办理

在日本合法逗留时间在3个月以上，并拥有住所的外国人请办理居民登录。当入境或迁居等，在确定住所之日起14天之内，请到市政厅的居民窗口中心、分所、地区事务所、站前市政厅、办事处、服务中心进行申报。办理居民登录后可以发行居民票，接受各种各样的行政服务。

居民窗口中心 电话：079-221-2839

市政厅的驻外窗口 地图 P.83、84

●办理居民登录需要下列资料

- ①入境后
 - 护照、在留卡（未领取的话不需要）或者特别永住者证明书
 - ②在市内迁居后
 - 在留卡或者特别永住者证明书、个人编号 (My number) 卡 (只限持有人)
 - ③迁出市外、出国时
 - 在留卡或者特别永住者证明书、个人编号 (My number) 卡 (只限持有人)
 - ④从市外迁入市内后
 - 在留卡或者特别永住者证明书、个人编号 (My number) 卡 (只限持有人)
 - 迁出证明书 (请向原居住所在地的市政厅申请出具)
- 各种情形的申请期限都约为14天之内。

居民窗口中心 电话：079-221-2355

●有关个人编号 (My number) 制度

有居民登记的人，会收到记载个人编号 (My number) 的“个人编号通知书”。而且，对于希望者将交付个人编号 (My number) 卡 (塑料卡)。个人编号在今后的生活中需要，请您不要丢失，好好保管。
在留期限更新以后，请在有效期内办理个人编号 (My number) 卡的更新手续。
※个人编号 (My number) 卡、通知卡均由地方公共团体信息系统机构制作，不能当天交付。

居民窗口中心 电话：079-221-2839

在留カード・特別永住者証明書／住民登録／マイナンバー／印鑑登録



●在留カードまたは特別永住者証明書

中长期在留する外国人は、在留カードまたは特別永住者証明書の手続きが必要です。在留カードは入国した空港または地方出入国在留管理局で、特別永住者証明書は市役所で手続きをしてください。在留カード、特別永住者証明書は、有効期間があります。有効期間が過ぎる前に更新の手続きをしてください。

- 必要なもの パスポート、写真1枚 (4×3cm)
- 申請場所 在留カードは
大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所
☎079-235-4688
特別永住者証明書は
市役所の住民窓口センター、支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター
☎079-221-2355

大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所 地图 P.20
市役所の出先窓口 地图 P.83、84

●住民登録は市役所の窓口へ

適法に3カ月以上日本に滞在する外国人で住所を有する者は、住民登録をしてください。入国や転居などで住所を定めた日から14日以内に市役所の住民窓口センター、支所、地域事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンターへ届けください。住民登録をすると住民票が作られ、さまざまな行政サービスを受けられるようになります。

市役所の出先窓口 地图 P.83、84

●住民登録にはこんな書類が必要です

- ①入国したとき
 - パスポート、在留カード（未受領の場合は不要）または特別永住者証明書
 - ②市内で転居したとき
 - 在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - ③市外へ転出・出国するとき
 - 在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - ④市外から転入したとき
 - 在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - 転出証明書（前住所の役場でもらってください）
- 申請期間はいずれもおおむね14日以内です。

住民窓口センター ☎079-221-2355

●マイナンバー制度について

住民登録された場合、マイナンバーを記載した「個人番号通知書」が届きます。また、希望者には「マイナンバーカード（プラスチック製）」が交付されます。マイナンバーは、今後の生活で必要となりますのでカードを紛失しないように大切に保管して下さい。
在留期間の更新をされた方は、有効期間内にマイナンバーカードの更新手続きをしてください。
※マイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構で作成するので、即日交付はできません。

住民窓口センター ☎079-221-2839

●被要求提交居民票时

在签订合同或是应试等许多场合，被要求出示身份和住址的证明，这种情况下请申请发行“居民票”。可以向市政厅的居民窗口中心以及各分所、地区事务所、站前市政厅、办事处、服务中心申请发行。但是，申请这份证明书只限本人或同居的家属才能够提出申请。若是委托朋友或不同居的家属代为申请的话，申请居民票的本人应该出具委任状，将委任状托付给代理人进行申请。申请时，需要来窗口的人的在留卡等身份证明书和手续费（1份300日元）

●在留卡或者特别永住者证明书发生遗失或污损等情况时

当发生遗失、被盗的情况下，需要申请再次交付。若发生弄脏或破损的情况下，请申请更换交付。

- ・ 申请期限：在发生遗失、被盗之日起14天之内
- ・ 必要的文件：护照、照片1张（4×3cm）、破损或弄脏的在留卡或者特别永住者证明书、由警察局出具的遗失或失窃时的受害或遗失备案证明
- ・ 申请场所：在留卡
大阪出入国在留管理局神戸分局姫路港办事处
电话：079-235-4688
特别永住者证明书
市政厅的居民窗口中心、分所、地区事务所、站前市政厅、办事处、服务中心
电话：079-221-2355

大阪出入国在留管理局神戸分局姫路港办事处 地图 P.20
市政厅的驻外窗口 地图 P.83、84

●签订房地产合同或购买汽车时需要印章登录证明

在日本，签订合同时需要用到印章，但对于外国人一般情况下允许以签字代替。但是，购买汽车，或签订房地产合同时需用到经过官方登录的个人印章。办理印章登录手续时，首先在就近的印章店制作印章，然后带上用于登录的印章和在留卡或者特别永住者证明书到市政厅的居民窗口中心、分所、地区事务所、站前市政厅、办事处、服务中心办理登录手续。手续办完后将发行印章登录证，需要出示印章登录证明书（印章证明）时，请带上印章登录证和手续费（1份300日元），到上述任何一个窗口办理申请。

〈制作印章时〉

在印章店订做后约两个星期就能完成。能够予以登录的印章，应该以英文字母或者片假名、平假名标记其姓名的读法。详细情况请向居民窗口中心印章登录责任单位（电话：079-221-2365）咨询。在银行等使用的印章不一定需要使用这种经过官方登录的印章，官方登录过的印章主要用于重要文件。因此，应该和银行等日常生活中使用的印章区分使用，这样比较安全。

●住民票の提出を求められたとき

契約や受験など、さまざまな場面で身分や住所の証明を要求されることがあります。このような場合、「住民票」を請求してください。市役所の住民窓口センターまたは近くの支所、地域事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンターで請求できます。ただしこの証明書を請求できるのは本人か、同居の家族に限られています。友人や同居していない家族に依頼するときは「住民票」の必要な本人が委任状を作成し、それを代理人に託してください。請求する際には、窓口へ来られる方の在留カード等の身分証明書と手数料（1通300円）等が必要です。

●在留カードまたは特別永住者証明書を紛失したり、汚してしまったときは

紛失したり、盗難にあった場合は再交付申請が必要です。また汚れてしまったり破れてしまった場合は引替交付申請を行ってください。

- ・ 申請期間 紛失、盗難にあった日から14日以内
- ・ 必要なもの パスポート、写真1枚（4×3cm）
破損したり、汚れた在留カードまたは特別永住者証明書、紛失・盗難の場合は、警察署が発行する被害・遺失届出証明願
- ・ 申請場所 在留カードは
大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所
☎079-235-4688
特別永住者証明書は
市役所の住民窓口センター、支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター
☎079-221-2355

大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所 地図 P.20
市役所の出先窓口 地図 P.83、84

●不動産の契約や車の購入には印鑑登録が必要です

日本では契約等に印鑑を使用しますが、外国人の方の場合、たいていはサインで済ませることができます。しかし自動車の購入や不動産の契約時には公的に登録された個人の印鑑が必要です。印鑑を登録する場合は、まず近くの印判店で印鑑を作り、市役所の住民窓口センターか、支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターに登録する印鑑と在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。手続きが完了すると印鑑登録証が発行されます。印鑑登録をしていることの証明書（印鑑証明）が必要な場合は印鑑登録証と手数料（1通300円）を持って上記いずれかの窓口にお越しください。

〈印鑑をつくるときは〉

印判店に注文すれば2週間くらいでつくることができます。登録できる印鑑は、アルファベット又はカタカナやひらがなで氏名の読みを表したものになります。詳しくは住民窓口センター印鑑登録担当（079-221-2365）にお問い合わせください。銀行などの登録印は印鑑登録したものでなくてもかまいません。印鑑登録した印鑑は大切な書類用に、銀行など普段の生活で使用するものと使い分けておいた方が安全です。

